

平成29年9月玉川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願・陳情の処理について(委員会付託)

出席議員（12名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
5番	塩 澤 重 男 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	飯 島 三 郎 君	8番	田 子 武 幸 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	須 釜 信 一	主 事	大 竹 絵美子
-------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	工 藤 宇 裕 君
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君
住 民 課 長	矢 部 玄 幸 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	本 田 吉 和 君
健康福祉課長	永 林 正 典 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 田 潤 一 君
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	教 育 課 長	溝 井 浩 一 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達していますので、平成29年9月玉川村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 渡 邊 一 雄 君

5番 塩 澤 重 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの8日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） おはようございます。

朝夕の涼しさの中に、収穫の秋を感じられる季節となりました。本日ここに、平成29年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも何かとご多用中のところをご参集賜り、まことにありがとうございました。

今年の夏は、前半、猛暑が続き、7月末の米の作付予想では、「やや良」でしたが、8月に入り、お盆のころには、平成5年に発生した米の不作でタイ米を輸入した、あの冷夏を想像させるような低温や日照不足と天候不順の日が続き、水稻の生育や収穫真っ盛りの夏野菜の生育にも影響があるのではと懸念をしております。

気象庁の今後の予報では、低温傾向は解消され、平年並みの暑さに戻る見込みであることから、少し安堵しておりますが、今後の農作物の影響については、なお一層関係団体と連携を図り、情報収集に努め、必要に応じ、早期の対応を図ってまいりたいと考えております。

また、現在のところ、本村では大きな被害はありませんが、全国的には局地的な豪雨や台風などによる被害も多く発生しております。

これから台風発生が多い季節を迎えますので、関係機関と連携し、万全を期すよう指示をしたところであります。

8月29日朝には、北朝鮮の弾道ミサイルが発射され、Jアラートが作動し、村の防災行政

無線や個人の携帯電話からサイレン等が吹鳴し、緊張が高まる中、北海道上空を通過し、太平洋に落下するという事態が発生いたしました。

村においても、国際社会の関係が多様化、複雑化する中で、村民の安全確保が急務となりますので、万全を期したいと考えております。

さて、第3次安倍第2次改造内閣は、森友学園への国有地売却の件、加計学園による獣医学部の新設、防衛省の日報問題などさまざまな問題が指摘され、国民の大きな信用失墜につながり、内閣支持率は下落いたしました。

そのような中で、最優先すべき仕事は経済再生とし、ベテランから若手まで幅広い人材を登用しながら、結果重視、仕事第一、実力本位の布陣を整えた第3次改造内閣が8月3日に組閣されました。

本件出身の吉野正芳復興大臣が引き続き務めることとなり、政策の継続性を図り、被災地の声を復興につなげてもらいたいと思います。

内閣府の月例経済報告によりますと、日本の経済の現状を、「景気は緩やかに回復基調が続いている。消費者物価は横ばいとなっている」との基調判断をしており、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と報告され、政府としては、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の双方を同時実現のための「経済財政運営と改革基本方針2017」を初めとした各種計画の着実な実行による経済再生を図るとしております。

第3次改造内閣も、最優先課題と位置づけられておりますので、今後の経済政策の動向を注視してまいりたいと思います。

そのような中で、政府の来年度予算の総務省の概算要求では、自治体に配分する地方交付税を本年度当初予算より4,000億円少ない15兆9,300億円とし、減少額は臨時財政対策債の発行増加で補い、社会保障分野の支出の増加に対応するとしております。

地方交付税は村の歳入予算の中でも大きなウエートを占めております。

今後の景気の動向や税制改正の内容など、不確定要素が多いことから、さらなる情報の収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

県においては、7月24日に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、県内59市町村を含む144団体が結集し、「2020東京オリンピック・パラリンピック復興ふくしま推進会議」が設立されました。私も会議に出席してまいりましたが、オールふくしまの力

を發揮し、ふくしまのイメージアップにつながっていくのではと力強く感じました。

また、8月29日には、福島県立石川支援学校たまかわ校が開校し、式では、小学部・中学部37人の児童、生徒さんが元気にクックちゃん体操を踊ってくれていました。

川辺地区に再び子供たちの元気な姿を見ることができ、大変うれしく感じております。

村においては、平成29年度も上半期の最終月となり、各種事業を展開しております。

7月には、村の観光物産協会設立のための準備委員会を開催し、商工・観光による交流人口増に向け、取り組みを開始したところであります。

また7月30日には、全国のさるなし生産者など12団体が集まり、「第1回全国さるなし・こくわサミット」が文化体育館で開催され、当日は700名余りの来場があり、基調講演や加工品の販売を通し、全国に魅力を発信することができました。

来年度も玉川村でサミットを開催することになりますので、引き続き村内外にさるなしの魅力を発信して、さるなし関連商品等の流通、販売、促進を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆様にも案内をしておりますが、明日は村の敬老会が開催されます。75歳以上の招待者は1,012名で年々ふえ、4月1日現在の高齢化率は28%を超えております。村の活力を維持するためには、お年寄りの方にもっと元気でいていただくことが大切であります。

そこで、村では、各地区公民館での高齢者サロン事業の実施や健康の駅たまかわの健康推進ルーム開館日を休日、夜間まで延長するなど、健康づくり事業に力を入れ、展開しております。

また、10月7日に健康づくりの一環として、第1回目の「さるなしウォーク」を開催いたします。5キロコース、10キロコースと2コースで開催いたしますので、議員の皆様にもぜひ無理のないコースでご参加いただければと考えております。

それでは、平成29年9月議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第53号 平成28年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金672万6,935円のうち、200万円を減債積立金に、400万円を建設改良積立金に積み立て、72万6,935円を繰り越しする処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、平成28年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、損益勘定において収益的収入 2 億274万760円に対し、収益的支出 1 億9,650万1,882円で、純利益が623万8,878円となり、前年度繰越利益剰余金48万8,057円と合わせ672万6,935円の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入6,006万7,682円に対し、資本的支出 1 億6,594万8,374円で、資本的収入が資本的支出に不足する額 1 億588万692円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額732万1,396円及び過年度損益勘定留保資金9,855万9,296円で補填をいたしました。

事業概要であります、給水戸数が1,827戸、給水人口が5,378人、年間配水量は63万1,274立方メートルで、1日平均配水量は、1,730立方メートルとなり、前年度と比較して年間で6,353立方メートルの増となりました。

水道施設の整備につきましては、配水管布設替工事並びに配水管布設工事を実施いたしました。

次に、議案第54号 玉川村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります、今回の改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてであります、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴い、村税条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 平成29年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてであります、今回の補正予算は、村債の借りに係る所要額や、平成28年度玉川村一般会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、村債で 3 億1,415万4,000円、繰越金で9,487万9,000円、村税で6,744万7,000円、財産収入で4,355万円をそれぞれ増額し、地方交付税で2,081万6,000円、繰入金で1,993万8,000円、諸収入で1,603万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、長期債償還元金の借りに係る公債費で 3 億2,611万2,000円、4月の人事異動に伴う人件費の補正や、平成28年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金等に係る総務費で6,875万7,000円、学校等建設基金、公共施設等整備基金への積立金に係る諸支出金で6,000万円をそれぞれ増額し、ふくしまの恵み安全・安心推進事業等に係る農林水産業費で2,223万3,000円を減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ 4 億6,925万9,000円を追加し、予算総額を43億3,177万円と

するものであります。

次に、議案第57号 平成29年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成28年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰越金で2,838万6,000円を増額し、歳出は、諸支出金で1,772万3,000円、基金積立金で1,396万1,000円をそれぞれ増額するもので、その結果、歳入歳出それぞれ3,168万4,000円を追加し、予算総額を5億6,888万8,000円とするものであります。

次に、議案第58号 平成29年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成28年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入は、繰越金で25万1,000円を増額し、歳出は、繰出金で25万2,000円を増額し、予備費で1,000円を減額するものであり、その結果、歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、予算総額を5,095万6,000円とするものであります。

次に、議案第59号 平成29年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、平成28年度玉川村農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算が確定したことによる繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入においては、繰越金で756万9,000円、村債で80万円をそれぞれ増額し、繰入金で836万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第60号 平成29年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、落雷被災による施設の修繕費等に係る所要額を補正するものであります。

収益的収入の主なものは、他会計補助金で340万7,000円を増額するものであります。

収益的支出の主なものは、修繕費として原水及び浄水費で552万7,000円増額し、人事異動による人件費で配水及び給水費を137万2,000円減額するものであります。

その結果、収益的収入及び支出総額それぞれ364万4,000円を追加し、予算総額を2億2,307万3,000円とするものであります。

次に、認定第1号 平成28年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成28年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、「みんなで支え合う福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」をキーワードに諸事業を計画通

り推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げる次第であります。

本決算につきましては、去る8月2日、3日、4日、7日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入客体の的確な把握により、過大な見積もりにならないようにし、適正な財源の確保に努め、その結果、歳入総額は40億560万9,606円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が15億153万1,000円で全体の37.5%、村税が7億2,659万7,675円で18.1%、村債が3億6,513万4,000円で9.1%、国庫支出金が3億4,395万8,365円で8.6%、繰越金が3億1,305万7,525円で7.8%、県支出金が2億7,854万2,746円で7.0%となり、国・県等への依存財源は26億7,053万1,111円で66.7%、自主財源は13億3,507万8,495円で33.3%となっております。

歳出については、公債費の確実な償還を実施し、住民福祉の充実を目指し、投資的経費の計画的執行に努め、その結果、歳出合計は38億3,412万9,747円となりました。

歳出の主なものは、民生費が8億7,126万3,958円で全体の22.7%、総務費が8億4,529万594円で22.0%、公債費が5億934万3,086円で13.3%、衛生費が4億673万9,861円で10.7%、農林水産業費が3億898万1,920円で8.1%、教育費が2億9,977万2,282円で7.8%となっております。

平成28年度は歳入歳出差引額で1億7,147万9,859円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源2,660万円を除くと、1億4,488万円の黒字決算となっております。

次に、認定第2号 平成28年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額9億9,987万3,000円に対し、収入済額10億5,789万3,329円、支出済額9億1,676万9,937円となり、歳入歳出差引残額は、1億4,112万3,392円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金が2億5,233万7,945円、共同事業交付金が2億3,256万8,966円、国民健康保険税が1億6,875万8,230円、前期高齢者交付金が1億5,718万701円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が5億2,010万9,742円、共同事業拠出金が2億3,252万9,708円となりました。

次に、認定第3号 平成28年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算現額5億2,340万2,000円に対し、収入済額5億2,640万3円、支出済額4億9,801万2,163円となり、歳入歳出差引残額は2,838万7,840円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金が1億3,330万7,234円、支払基金交付金が1億3,104万2,566円、保険料で9,927万3,000円、繰入金が7,289万7,900円、県支出金が7,154万7,945円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が4億6,399万2,984円、地域支援事業費が1,848万1,878円となっております。

次に、認定第4号 平成28年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算現額5,029万3,000円に対し、収入済額5,036万8,640円、支出済額5,011万6,129円となり、歳入歳出差引残額は25万2,511円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で3,066万3,600円、一般会計繰入金で1,926万8,766円となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で4,809万4,966円となりました。

次に、認定第5号 平成28年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算現額1億4,757万7,000円に対し、収入済額1億4,928万1,842円、支出済額1億3,620万3,168円で、歳入歳出差引額は1,307万8,674円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,369万4,632円、繰入金9,539万5,000円となっております。

歳出の主なものは、公債費9,148万3,858円、事業費806万640円、総務費3,665万8,670円となっております。

次に、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてですが、平成19年に施行された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3カ年平均では8.2%、将来負担比率については45.8%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。

資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため、算定されておられません。

なお、本比率の算定につきましては、県のヒアリング後に村監査委員の審査を受け、本議会において報告をするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願・陳情の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願・陳情の処理についてを議題とします。

8月31日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

お諮りします。

議事の都合により、9月11日は休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月11日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月12日再開いたしますので午前10時にご参集ください。

(午前10時31分)